



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



西保育所入所式（4月4日）



西小学校入学式（4月6日）

2017. 5
No. 136

第1回定例会報告	P 2～3
代表質問	P 4～16
議会日誌	P 16

第1回 定例会 報告

平成29年度各会計予算等を審議する第1回定例会は、3月6日招集され、町長より町政執行方針、教育長より教育行政執行方針が述べられ、提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会しました。3月13日に再開し、4名の議員により町政各般にわたり代表質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、3月17日閉会しました。

審議した案件

議案第1号から議案第32号までの32件は原案可決、議案第33号は同意議決、意見案第1号は原案否決となりました。

《予算》

- 平成29年度一般会計予算
都市公園施設改修工事費約6千5百万円及び住宅リフォーム補助金2百50万円などが決まりました。
- 平成29年度国民健康保険特別会計予算
特定健康診査業務等委託料約5百万円などが決まりました。
- 平成29年度臨海部土地造成事業特別会計予算
新港地区工業団地分筆図作成業務委託料20万円などが決まりました。

- 平成29年度公共用地先行取得事業特別会計予算
土地開発基金繰出金約1千2百万円が決まりました。

- 平成29年度介護保険特別会計予算
指定管理者（デイサービスセンター）業務委託料約3千4百万円などが決まりました。

- 平成29年度深層水事業特別会計予算
深層水分水計装システム機器保守管理業務委託料約62万円などが決まりました。

- 平成29年度後期高齢者医療特別会計予算
後期高齢者健康診査業務委託料約百20万円などが決まりました。

- 平成29年度水道事業会計予算
浄水場水質計器・計装設備保守点検業務委託料約2百40万円などが決まりました。

- 平成29年度下水道事業会計予算
水洗便所等改造費補助金4百万円などが決まりました。

- 平成28年度一般会計補正予算（第5号）
東山団地6号棟外壁等改修工事費約9千8百万円などの補正をしました。

- 平成28年度一般会計補正予算（第6号）
スキー場関連用地購入費約7百万円の補正をしました。

- 平成28年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
一般被保険者高額療養費約5百万円などの補正をしました。

- 平成28年度公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
土地開発基金繰出金約7百万円の補正をしました。

- 平成28年度介護保険特別会計補正予算（第4号）
介護予防サービス費約百40万円などの補正をしました。

《条例設定・改正》

- 岩内町農業委員会の委員の定数を定める条例設定
農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、岩内町農業委員会の委員の定数を定めるため、条例を設定しました。

- 岩内町個人情報保護条例の一部を改正する条例設定
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

- 岩内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例設定
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改

平成29年度 **一般会計・特別会計予算** **11,185,299千円** 決まる!!
公営企業会計予算 **1,959,405千円**

正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町費職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例設定

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定

外国語教育の補助及び国際交流の業務を行う特別職の職員で非常勤のもの報酬額及び報酬の支給方法等について定めました。

○岩内町税条例等の一部を改正する条例設定

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税におけるグリーン化特例の延長並びに環境性能割の創設等について、所要の改正をしました。

○岩内町老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例設定

介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施するため、所要の改正をしました。

○岩内町介護保険条例の一部を改正する条例設定

介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業について、所要の改正をしました。

○岩内町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例設定

介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例設定

給水区域の拡大に伴い、所要の改正をしました。

《その他》

○財産の処分

岩内マウンテンヴェイレッジ開発プロジェクトに伴い、土地及び建物を処分しました。

○町道路線の廃止

土地開発に伴い事業区域内となることから、一般交通の用に供する必要がなくなったため、道路法の規定に基づき、町道路線を廃止しました。

○町道路線の認定

土地開発に伴い一般交通の用に供する必要が生じたため、道路法の規定に基づき、町道路線を認定しました。

○町道路線の廃止

土地開発に伴い事業区域内となることから、一般交通の用に供する必要がなくなったため、道路法の規定に基づき、町道路線を廃止しました。

○町道路線の認定

土地開発に伴い一般交通の用に供する必要が生じたため、道路法の規定に基づき、町道路線を認定しました。

○公の施設の指定管理者の指定

岩内町デイサービスセンターの管理を社会福祉法人岩内町社会福祉協議会に指定しました。

○公の施設の指定管理者の指定

岩内町郷土館の管理を特定非営利活動法人ばかりあ岩内に指定しました。

○公の施設の指定管理者の指定

木田金次郎美術館の管理を特定非営利活動法人岩内美術振興協会に指定しました。

《人事》

○岩内町固定資産評価審査委員会委員の選任同意

佐々木 京子氏の選任に同意しました。

審議した意見書

○「共謀罪」の国会提出に反対する意見書
 原案否決

代 表 質 問 (要 約)

3月13日、14日 4名の議員による代表質問が行われました。

金 沢 志津夫 議員 (新政クラブ)

平成29年度岩内町一般

会計予算に関連して

■質 問■

1. 町の各種健全化判断比率の指標は、平成27年度決算においては概ね健全な数値で推移しているところがあるが、町債の増加により今後の財政指標はどのように推移するか。

また、現在、単年度赤字分は前年度繰越金から補填しており、前年度決算の不用額を翌年度繰越金として財源手当てする手法は、健全な財政運営と考えるか。

2. 繰入金として地域振興基金、まちづくり推進基金、漁業振興基金を支出しているが、財政調整基金など主要基金は硬直状態にあり、財政状況をさらに悪化させている。

基本的に町の事業については、基金に頼らない財政支出を行うべきと考ええる。

今回、新たにふるさと納税基金が創設されたが、各種基金の基本的な考え方は。

3. 旧役場庁舎跡地は民間に売却されることになり、貴重な財源として確保されるが、現在、町が保有する売却可能な土地は各所に点在している。主なものとしてどのような物件があり、これらを売却した場合の想定価格は。

また、公営住宅の除却が進み広大な町有地が更地となるが、今後の活用方法や売却の検討は。

■町 長■

1. 平成28年度決算見込みでは、実質赤字比率・連結赤字比率では黒字、実質公債費比率・将来負担比率は上昇する見込みである。平成29年度以降は、将来負担比率が減少傾向で、実質公債費率は役場庁舎建設での元金償還が開始される平成31年度以降に上昇し、厳しくなっていくと見込んでいるか。

また、地域住民の願いであった島野地区集会所が、今年度建設が予定されている。周辺の公営住宅の除却も進み、更地の中に集会所だけが取り残される状態であり、旧島野小学校跡地の活用も具体的な施策が未だに示されていない。既存の老朽施設の除却も含め、今後の西部地区の振興策は。



平成25年度で約4千800万円、平成26年度で約1億6千600万円、平成27年度で約5千300万円がそれぞれ単年度収支で赤字となっており、それを補填するための財源となっているのが現状である。

また、本来は単年度の収支均衡が図られ、剰余金が生じた際は、一定程度を財政調整基金や町債管理基金などに積み立てを行うなど、中・長期的に安定した財政運営が求められているので、このことを十分意識しながら、財政の健全化に努めていく。

こうしたことから、町では平成24年度末で約3億8千600万円の剰余金が生じているが、

平成25年度で約4千800万円、平成26年度で約1億6千600万円、平成27年度で約5千300万円がそれぞれ単年度収支で赤字となっており、それを補填するための財源となっているのが現状である。

また、本来は単年度の収支均衡が図られ、剰余金が生じた際は、一定程度を財政調整基金や町債管理基金などに積み立てを行うなど、中・長期的に安定した財政運営が求められているので、このことを十分意識しながら、財政の健全化に努めていく。

2. 町が保有する各種基金は、現在16の基金で、平成27年度末の残高は一般会計で約11億7千900万円、特別会計を合わせると約12億1千900万円となっている。

これらの基金は、それぞれ目的別に管理されており、その取り崩しにあたっては、基金の目的や寄附者の意向に沿った使途となるよう十分精査し、事業効果などを見極め、計画的に繰り入れすることを基本としている。

3. 現在、所有する一団の町有地は、大浜地区では旧大浜団地跡地で3千346平方メートル、栄地区では旧栄団地跡地で5千295平方メートル、相生地区では旧相生団地跡地などで8千682平方メートル、宮園地区では西宮園団地跡地で5千313平方メートル、野東地区では旧島野団地跡地などで9千147平方メートルの計3万1千783平方メートルが普通財産とし

て遊休地となっている。これらの土地を売却した場合の想定額は、土地の仮評価額から時価を算出すると、平成28年の仮評価額を基に算出すると、1億9千200万円程度と試算される。

また、公営住宅跡地における町の具体的な計画は現時点ではないものの、各公営住宅跡地の立地条件や敷地面積などを考慮しながら、地域バランスや住宅需要などの住民ニーズも踏まえた中で、遊休地の効果的な活用に向け取り組んでいく。

4. 平成29年度は、転入者等に対して住宅取得費用の一部を補助し定住を促進する。また、住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的とし、新築住宅取得補助金や中古住宅取得補助金の助成制度を実施する。この住宅助成制度の主な概要は、新築住宅取得補助金は、対象者と対象住宅が諸条件を満たした場合に、対象助成額は、基本額が建設費の10%で上限額を1000万円とし、このほか加算額を設定する。中古住宅取得補助金は、対象者と対象住宅が諸条件を満たした場合に、対象助成額は基本額が取得費の20%で上限額を50万円とし、このほか加算額を設定する。いずれも、移住定住促進事業の先進自治体と比較して遜色のない内容になっているものと考えている。

5. 島野地区の公営住宅は、計画的に除却を進めており、その遊休地を活用し、新たに島野地区集会所のほか、岩内消防署で本年、消防団の車庫を建設する予定となっている。

また、旧島野保育所・島野会館は、施設の老朽化が著しいことから、除却を検討しているものの、具体的な時期や跡地利用も決まっていない状況である。西部地区の振興策は、今後も公営住宅の除却が進むことにより、一団の宅地が確保されることから、町全体の土地利用計画の中で検討していく。

岩内産「たらこ」を

名実ともに日本一とするために

■質問■

1. 過去に水産研修センターで冷凍卵を使用した「たらこ」が研究されたが、その当時の資料や技術的なデータは現在どの様に保管されているか。

3. 港湾全般の利活用も含めた新たな岩内港活用ビジョンを早急に作成すべきと考えるが。

■町長■

1. 輸入冷凍卵を使用した「たらこ」の研究は、平成5年度及び6年度の2年間、輸入原料の特性把握や試作品の品質検証などを当時の通商産業省資源エネルギー庁の電源地域産業育成支援事業を活用して実施し、データ等は事業報告書という冊子の形で、現在、地場産業サポートセンターに保管している。

2. 現在の冷解凍の技術で品質保持は格段に進歩し、加えて当町の優位性である「海洋深層水」を活用した研究開発がなされれば新たな可能性が生まれる。町には、輸入貨物を受け入れられる「保税上屋」の免許を有する企業もあり、町と加工業者が連携して原魚の輸入も含め「たらこ」の原料確保に取り組むべきと考えるが。

2. 「たらこ」の原料を確認したところ、加工業者は品質面で劣る輸入原料を敬遠し、岩内海産商協同組合等を通じて、道産原料を確保している。

町は、加工業者の実情や意向の把握に努め、関係団体と情報を密にし、原料不足による将来的な輸入原料への転換に備え、地場産業サポートセンターを中心に、味や品質の強化、技術面での支援を進める。

3. 港湾の整備は、多大な費用と投資から機能を発揮するまでに、一定の時間を要する事業であり、中長期的な観点から「選択と集中」による、効果的・効率的な施策の推進が必要である。

近年の地方港湾を取りまく情勢は、経済活動の低迷による取扱貨物量の減少や海上輸送における船舶大型化への対応、大規模災害に備えた港湾整備の促進が求められるなど、環境が大きく変化しその対応が課題となっている。国は平成28年度から港湾の中長期ビジョンの策定に着手し、今年度中に中間とりまとめを行い平成29年度には策定する予定である。

町としては、国や港湾利用に係る関係団体との連携を深め、国の中長期ビジョン策定の動向を注視していく。

再生可能資源 エネルギーについて

■質問■

1. 風力発電について北海道電力は、風力発電の受け入れ枠を新年度から段階的に広げ100万キロワット程度増やす方針と報道されている。町においても風力発電を積極的に取り組むべきと考えるが。

2. 町における太陽光発電（ソーラーパネル）の状況は。

3. 洋上風力発電について、町は、海と港を有しており、優位性があることから調査、研究、検討をしているが、その後の取組状況及び可能性は。

■町長■

1. 町ではこれまでに、国や北海道の事業を活用し、当地域の陸域や海域における風力発電施設

の設置候補エリアの選定や、風力発電による地域振興策の検討を行ってきた。こうした事業の取り組みにより、現在、民間事業者2社が風向や風速などの風況調査を町内3カ所で行っており、風力発電施設の建設が期待される。

一方で、風力発電は天候による変動が大きく、余剰電力を貯蔵できる蓄電池の設置が課題となり、導入が足踏み状態となっていたが、先日、北海道電力は大型蓄電池を

風力発電事業者と共同で設置し、風力発電の受け入れ枠を段階的に拡大するとした方針を決定し、風力発電事業者が事業展開しやすい環境に進んできているものと考えられる。

こうした環境の変化も踏まえ、町としても風力発電事業の進出について、積極的に連携協力を行いながら、再生可能エネルギーの推進が図られるよう引き続き取り組んでいく。

2. 太陽光発電は設置する地域に制限が無く、導入しやすい再生可能エネルギーの一つで、住宅用太陽光発電システムのほか、産業用や公共施設等で導入が進んでいる。

町が把握している町内での太陽光発電については、一般家庭用のソーラーシステムを除き、北海道岩内高等学校、明和工業株式会社で太陽光発電を行っており、出力は、岩内高等学校が20キロワット、明和工業株式会社は3区画に分けて発電しており、1区画490

キロワット、合計で1、470キロワットの規模で発電している。

3. 洋上風力発電については、平成25年度から平成27年度までの3年間、「再生可能エネルギー導入調査事業」として、洋上風力発電施設の先遣地である、長崎県五島市・平戸市、福岡県北九州市・福岡県いわき市、茨城県神栖市の現地調査を実施した。

また、北海道が主催する「洋上風力発電普及促進に向けた勉強会」に参加し、洋上風力発電の導入受け入れに向けた検討を行っている。

国においては、昨年5月、港湾法の一部を改正し、港湾区域等を占有する者を公募により決定する「占有公募制度」が新たに整備され、この改正により港湾区域における洋上風力発電の導入が円滑に進むことが期待されており、町としても引き続き国等の情報収集を行うっていく。



谷口雅史議員（公明党）

新年度予算の特徴と

取り組む課題について



■質問■

1. 町の財政運営については、町税、交付税、国・道からの補助金等を柱として財政運営されている。

人口減が及ぼす普通交付税の減少の中、町の経済状況の厳しさを認識されていると思うが、厳しい経済情勢を少しでも好転させるため、必要性や重要性、優先度の高い事業は何かあるのか。

2. 町の「地方版総合戦略」を盛り込んだ各種事業の展開・実行にあたって、本年度は、「安定した雇用の創出」と「新しい人の流れを作る」に重点を置く予算配分があったが、具体的内容は、地方創生で何より重要なのは人づくりとある

が、若い職員・青年の新たな発想が重要と思う。

岩宇で人口の一番大きな町として、力強くリーダーシップを発揮してはどうか。

町長の町に対する思いは。

■町長■

1. 平成29年度予算は、「安定した雇用の創出」と「新しい人の流れを作る」ことに重点を置き、限られた財源と人を効果的に集中させ、事業効果を高めていきたい。「安定した雇用の創出」では、安定的な漁業生産や漁業所得の向上による地域の活性化と雇用の創出を図るため、神恵内村、泊村を含めた岩宇3町村で、各漁協や水産関係機関と連携し、なま

こやウニの増殖方法の確立や、水産物の輸出などを目的とした共同事業に取り組むこととしている。予算では、なまこ種苗生産試験事業で20万7千円の計上だが、今後、本事業に関連する一定規模の補正予算を計上する予定となっている。

また、海洋深層水の活用による特産品の開発や、支援体制の強化として、数の子などの商品に付加価値を付け、ブランド化の構築を目指すなど、深層水事業特別会計線出事業で853万4千円や、食品製造業基盤強化事業で129万7千円、雇用の場の創出や商店街の活性化に向けた空き店舗活用支援事業を継続するため、320万円

を計上している。「新しい人の流れを作る」は、移住定住に向けた新たな予算で、住宅家賃や引越費費用への助成として、移住定住促進補助金340万円を計上している。

さらには、新築住宅・中古住宅の取得助成などの新たな支援制度として、新築住宅取得補助金600万円、中古住宅取得補助金300万円、住宅リフォーム補助金250万円の計上1千150万円を計上している。

加えて、観光における交流人口の拡大に向けた取り組みとして、国際化が進む後志管内で、語学力のある人材育成が急務であることから、外国人のALTを1名増員

し2名体制とする外国語指導助手配置事業で767万7千円を計上している。

また、岩内マウンテンヴィレッジ開発プロジェクトを支援することで、外国人観光客を含む交流人口の増加による消費拡大や、雇用機会の確保など、地域経済への波及効果が期待される場所がある。

いずれにしても、町財政は近年にない厳しい状況におかれています中、こうした現実をしつかり受け止めながらも、事業の必要性やその効果などを見極め、夢や希望を持って、地方創生に向けた取り組みを推進していく。

次に、地方創生に係る「人づくり」は、地方創生は、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、さらに人口減少を加速させる」という悪循環に陥らないため、地方が地域の資源や特性を活かし、「まち」を活性化させることで、持続可能な社会を創りあげていく取り組みであり、これらを続けるためには、いまままで培った先人の技術や伝統を後世に引き継ぎ、これからの地域づくりをリードする若者の行動力、新たな発想、仲間を増やすといった「ひとづくり」の推進が重要であると考えている。

現在、岩宇4町村が連携し、地域の魅力を活かしたまちづくりの推進を図るため、「広域観光の推進」、「地場産品の振興」、「次世代を担う人材育成」の3分野において、地域を盛り上げるための施策を検討し実行していく体制の構築に取り組んでおり、他の地域との官民連携も強化している。

町としても、こうした地域連携事業に積極的に参画しながら、地域のリーダーシップを持つ人

材の力が発揮できるよう、各自治体それぞれが、得意分野においてサポートし、若者の「視点」や「力」を地域づくり・まちづくりを活かしたいと考えている。

移住促進対策について

■質問■

1. 本年度町政執行方針で、移住促進対策については首都圏で開催される移住フェアへの参加や道内外で開催されている企業説明会において町内の事業者等と連携して情報発信していきたいとあった。前に「全国移住ナビ」、「北海道移住丸ごと情報サイト」や「移住促進パンフレット」で町の情報発信の充実をしていきたいとあったが、それらは活用されているのか。

2. 昨年度の執行方針では、移住を加速的に進めるために住宅家賃や引っ越し費用等への助成制度を整備し、移住に関

ムページにも掲載し、広くPRしているところである。

また、昨年作成した移住定住パンフレットを、東京・札幌の移住定住促進センターや首都圏で開催された北海道U・Iターンフェア会場にて配置したほか、本年1月に開催された「ふるさと祭りイン 東京」や2月に札幌地下歩行空間で開催された「岩宇地域特産品物産展」での配付、さらには、町内事業者の求人募集説明会に移住定住パンフレットを持参配付して頂くなど、町のPRツールの一つとして有効に活用している。

3. 本年度、持ち家のリフォーム助成金を創設予定されるが、具体的な内容は。

■町長■

1. 平成28年3月に策定した「岩内町総合戦略」の基本目標である「新しい人の流れをつくる」ため、「移住定住の促進対策の強化とニーズを捉えた重点項目に掲げている事業で、民間団体のウェブサイトを町の公式ホー

助成制度の概要は、引っ越し補助金は、移住者が引っ越し業者に支払った額の2分の1で、上限額を10万円とし、住宅家賃補助金は、移住者本人が契約者となり、新たに賃貸借契約に定められた賃借料から住宅手当等相当額を控除した月額額の2分の1で、ひと月の上限額を2万円とし、転入した日の属する月の翌月から36ヶ月目までの家賃を対象とする。

2. 住宅家賃や引っ越し費用の助成制度については、本町への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図ることを目的として、町内に移住しようとする者にに対し、移住に伴う負担を軽減するため、引っ越し費用及び家賃の一部を補助することを予定している。

3. 持ち家のリフォーム助成制度については、地域の住生活産業の活性化と良質な住宅ストックの形成等を図ることを目的とし、町内において持ち家のリフォームを行う者に対し、補助することを予定している。

注する「省エネルギー型改善工事」や「バリアフリー化型改善工事」、「長寿命化型改善工事」、「居住性向上型改善工事」で、助成額は、工事が30万円以上で、工事費の20%、上限額を20万円としている。

さらに加算額として、転入者に対して上限で10万円の加算や、子育て世帯に対して上限で20万円の加算を設けるよう調整しているところである。



大田 勤 議員（日本共産党議員団）

岩内町のリゾート開発

への対応について



町では、こうした道の指導のもと、計画が進んでいくものと考えている。

3. 4. 5. 6. 提案

のあった開発計画は、都市計画法に基づく開発行為や、森林法など関係する法令を遵守し、道にて許可等が行われる。

この開発行為等の許可は、景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないよう適切な配慮がなされていることや、土砂の流出による水質の悪化を防止すること、周辺地域における住民の生活及び産業活動に悪影響を及ぼすことなど、種々の要件が規定されている。

したがって、町や山の景観を損なわれないようにすることや、土壌汚染や水への影響、下水処理した汚水の量や川への影響、漁場や漁業への影響などについては、開発行為等の要件において、それぞれ影響が生じない対策を講じたうえで許可されるものと考えている。

■質問■

1. このリゾート開発計画を支援することを岩内町が決め手としたポイントはどこにあるか。

4. リゾート開発時やそれに伴う農業による土壌汚染や水への影響で農作物に被害が及ぶ場合の対応は。

2. 町として、たとえば

5. 計画どおり進んだとして下水処理した汚水の量はどれ程で、西老古美川を流れることでの影響は。

環境影響評価を行うことは必要ではないか。

6. 森林の伐採の面積は何ヘクタールになるか。そのことよって起きる漁場や漁業への影響の想定は。

3. 町や山の景観が損

7. 町はこのリゾート開発計画を支援するとしているが、支援の具体的な内容は。

で定めておくべきではないか。

10. 一定期間この資金調達の報告を受けることになっているか。

11. 国際的観光需要の増加をどの程度あると見積もっているか。

12. 万が一、災害が発生した場合、スキー場等の外国人観光客への避難は、町としてどう考えているか。

8. それに伴う町の財政上の負担は。

9. このリゾート開発にかかる事業費について初期にかかる費用として約10億円を予定している、10年間で320億円の投資を見込んでいるが、その資金の調達方法が「開発型不動産証券化」だが、身近な成功例と失敗例は。

13. 道半ばで撤退する時の町の対応として、計画ごとの対応は。

14. 町が財政上や環境修復での負担を負わない仕組みになっているか。

■町長■

1. 町としての方向性を判断するため、住民説明会や意見募集などを行い、広く意見等を頂いた。こうした意見等について、検討委員会を組織

2. 道では開発事業の実施に伴う環境への影響について、「北海道環境影響評価条例」を制定し、環境影響評価を実施しなければならぬ事業の種類や規模を定めている。提案のあった開発計画

て、今後のスキー場運営のあり方や、リゾート開発を受け入れた場合の問題点、事業者側の資金計画や事業の採算性などについて検討を重ねた。その結果、外国人観光客を含む観光・交流人口の増大による消費拡大や雇用機会の確保など、地

では、事業面積が50ヘクタール以上のものについては環境影響評価を実施するよう規定されているが、50ヘクタール未満であるため、道と開発事業者との事前協議において、環境影響評価は要さないと考えられている。

雇用機会の確保など、地

景観を損なわれないようにすることや、土壌汚染や水への影響、下水処理した汚水の量や川への影響、漁場や漁業への影響などについては、開発行為等の要件において、それぞれ影響が生じない対策を講じたうえで許可されるものと考えている。

7. 8. 現在、想定している支援内容については、町が所有しているゲレンデ用地やリフト、圧雪車の貸与等を検討しており、特に、リフトについては、老朽化に伴う計画的な改修が必要となっていることから、新年度予算に改修費を計上している。

また、道路や水道施設の整備などについて、道に対する申請が円滑に進むよう支援することにも、国や道などの各種補助制度や税の免除などについても、情報提供しながら支援が受けられるようサポートしたいと考えている。

9. この度の開発事業者における資金の調達方法については、リゾート開発完成後の事業利益を裏付けとして開発資金を調達する新たなファイナンス手法で、国も注目している手法であると認識しているが、成功例や失敗例については、把握していない。

10. 定期的に報告を求めめることは考えていない。

11. 事業者からは、ピョンチャンオリンピックや、東京オリンピックを見据え集客を見込み、スキー場やホテルなどを運営していく意向であることは聞いていますが、具体的な国際的観光需要の増加の見込みについては伺っていない。

12. 外国人観光客への避難については、泊発電所周辺地域原子力防災計画に基づき避難することになるが、泊地域の緊急時対応でも、一時滞在場所では外国人観光客のための通訳の派遣や多言語による相談支援等を実施することになっている。

よう配慮する。
また、開発事業の進捗状況に応じ、例えば完成後に撤退した場合や造成中に撤退する場合など様々なケースが考えられ、いずれもそれぞれの状況に応じて対応することになるが、どのような負担になるかは、現段階では想定できないものと考えている。

地域防災計画・津波対策 と住民避難訓練と原子力 防災での安定ヨウ素剤 の事前配布について

■質 問■
1. 岩内町の全海岸線における最大津波水位は15.5メートルと想定され、改訂前とは津波浸水域はどのように変化したのか。
2. 町の住民の命を守る津波対策をどのように考えているのか。
3. 津波から町を守るための整備はどのようなことが行われているのか。
4. 「防災ハンドブック」を活用した避難路の確認、啓蒙と避難訓練で「一刻も早く高台へ」の徹底が必要と考えるがいかがか。
5. 平成29年度の具体的な避難訓練計画は。
6. 避難行動要支援者を把握するための台帳への登録作業はどの程度進んでいるのか。
7. 津波避難場所指定の岩内高校13メートル、西校12メートル、二中10メートルは、今回の浸水予測から避難場所としての変更が必要ではないのか。
8. 「緊急防災・減災事業(債)」を活用した整備への対応は行ったのか。
9. 福島県「県民健康調査検討委員会」では、被ばくによる過剰発生で子どもたちの新たな甲状腺がん発生数が、甲状腺がんの罹患統計などから推定される有病数に比べて数十倍のオーダーで、多いと発表されているが、こうした状況を町としてどのようにとらえ、子どもたちへの対応を考えているのか。
10. 原発事故・地震・津波で逃げることすら不可能な複合災害時ときに指定集合場所が集まることか出来ると考えているのか。
11. 職員が4名一組で何処に集合するのか。
12. 避難時の集合場所18カ所に配布体制の職員は何名、何班で、どのような形態で安定ヨウ素剤を運ぶのか。
13. 集合出来なかった住民には安定ヨウ素剤をいつ、どこで配るのか。
14. 2, 169名が避難する岩内高校では避難民の問診終了に何日かかる予定なのか。

11. 職員が4名一組で何処に集合するのか。
4人が集まれないときはばらばらに行動するのが。
非常時の場合の責任者には女性は含まれるのか。
移動手段が使えないときは徒歩で運ぶのか。
12. 避難時の集合場所18カ所に配布体制の職員は何名、何班で、どのような形態で安定ヨウ素剤を運ぶのか。
13. 集合出来なかった住民には安定ヨウ素剤をいつ、どこで配るのか。
14. 2, 169名が避難する岩内高校では避難民の問診終了に何日かかる予定なのか。

15. 事前問診を済ませ
ておけば大混乱する集
場所での安定ヨウ素剤配
布が短時間で行われ、避
難場所への移動は甲状腺
被ばくを軽減しながら移
動できるのではないの
か。

16. 津波や地震で集合
場所まで避難できない住
民、車で避難場所に集ま
らずに避難する住民など
の対応も含め事前配布が
確実に手渡せることにな
るのではないのか。

17. 子供達を放射能か
ら守り、きれいな故郷を
残し安心して暮らせるま
ちづくりには、危険な原
発の再稼働に反対し、廃
炉へ全力で取り組むべき
ではないのか。

■町長■
1. 町の最大浸水想定
面積は180ヘクタール
で、改訂前の2倍の面積
となる。

2. 津波浸水想定に住
民周知と、より一層の防
災知識の普及・啓発を図

る必要がある、新たな「防
災ハンドブック」を作成
するとともに、地震・津
波防災訓練を継続して実
施するなど、津波予防対
策を講じることが重要で
あると考える。

3. ハード面での防災
対策には限界があるた
め、避難対策などのソフ
ト面が重要視されてお
り、これまで、防災行政
無線の全戸設置と、海抜
表示板の整備などを実施
している。

4. 一刻も早く高い場
所へ避難する意識を持っ
てもらうことが最も重要
であり、今後も「防災ハ
ンドブック」を活用し、
住民のとるべき行動の周
知と意識の向上に努め
る。

5. 防災訓練は、継続
することにより、住民の
防災意識の普及・高揚を
図ることができると、
平成29年度も実施を検討
している。

6. 平成28年3月末に
対象者の調査は完了して
いるが、その後も新たな
対象者や除外者もいるた
め、引き続き訪問調査と
避難行動要支援者名簿の
更新を実施している。

7. 市街地の最大遡上
高は、岩内港で6.87
メートル、野束川河口で
5.16メートルとなっ
ており、岩内高校、西小
学校、第二中学校は変更
の必要がないものと考え
ている。

8. 緊急防災・減災事
業債は、一部消防事業で
活用しているが、一般防
災事業での活用はない。
今後、防災拠点の整備
等が必要となった場合に
は活用を検討していく。

9. 福島県での甲状腺
検査は、子どもたちの健
康を長期に見守るため、
広域的に実施されている
ものと認識しており、そ
の間の転入、転出、専門
医による医学的な知見も
必要とされるため、国又
は道で検討されるべきも

のと考えている。

10. 11. 複合災害時に
は、まず地震・津波災害
の指定避難所を開設する
が、町では、地震・津波
災害の指定避難所が原発
事故時の集合場所となっ
ており、あらゆるルート
や手段を検討する中で集
合場所開設要員が集合場
所に集まるよう対応す
る。

基本的には、役場内の
災害対策本部から集合場
所に移動するが、災害時
の状況に応じて要員が
別々に行動する場合もあ
り得る。

また、集合場所の責任
者には女性職員も含まれ
ており、集合場所への移
動手段は気象状況や道路
状況によって異なる。

12. 集合場所18カ所の
うち、14カ所は一般住民
の集合場所、4カ所は社
会福祉施設・児童福祉施
設となっており、一般住
民の集合場所は、各3名
から9名の集合場所開設
要員が配置され、合計62
名14班体制とし、また、

社会福祉施設・児童福祉
施設に対しても職員を派
遣する。

さらに、町職員以外に
も、道や原子力医療協力
機関からも要員が派遣さ
れる。

安定ヨウ素剤は、集合
場所開設時に集合場所開
設要員が、その後の緊急
配布指示に備えて必要と
される数を運搬する。

また、予備班など、具
体的な配布・運搬マニユ
アルは決めていないが、
必要に応じた措置を講じ
ることとしている。

13. 安定ヨウ素剤は、
集合場所での配布を基本
としているが、集合場所
で配布ができなかった方
は避難地域時検査場所
で配布することになってい
る。

14. 昨年11月に実施し
た原子力防災訓練と同じ
条件で、2,169名に
安定ヨウ素剤を配布した
場合、計算上では3日と
18時間23分かかる。

ただし、2,169人
は最大の人数であり、実
際に避難する人数などに
より町職員の配置や、道
及び医療関係機関からの
要員の配置も変わってく
ると考える。

また、配布訓練や配布
要員への研修などによ
り、時間短縮が可能と考
える。

15. 16. 道と町を含む
UPZ圏町村との協議を
踏まえ、集合場所での配
布を基本としている。

しかし、事前に服用対
象者、不適切者、問診項
目などを周知する必要が
あると考えており、今後
は、広報紙や町内会・自
治会長を対象とした説明
会などを通じて、住民へ
の周知に取り組む。

17. 原子力発電所の廃
炉については、国におけ
るエネルギー政策上の位
置づけなども踏まえなが
ら、国及び電力事業者に
おいて判断すべきものと
考える。

要支援者の訪問介護と通所介護を保険

給付から外す介護保険総合事業では

住民の健康は守れない

でこうした考えで評価できるのか。

11. 認知症内在の住民を窓口の25項目で判断できるのか。

15. 国では認知症の早期発見と対策の予算が組み、推進しているが窓口での基本チェックリストによる振り分けは、認知症の早期発見を阻害する制度の後退につながるが、考えるか。

よる支援や委託による雇

1. 岩内町介護保険条例の改正で、第2条第1項に「保険給付」の次に「並びに介護予防・日常生活支援総合事業」と「介護予防支援事業」を加えたがこれによって従前の介護保険とどのように変わるのか。

用労働者、補助・助成などボランティアが主体となるサービスの低下、介護保険外に移行することを進めているのではないのか。

5. 通所介護サービス利用者も通所介護で生活機能の向上のための機能訓練を予防給付の基準を基本に通所介護事業者の従事者が行っていますが町が進める多様なサービスの基準、サービス提供者、実施方法はどのように行うのか。

国一律のサービスの種類・内容・運営基準・単価等によるのではなく、市町村の判断でボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の地域資源の活用を託しサービスの質の低下につながるものではないのか。

12. 厚労省は基本チェックリストと介護認定を受けるかどうかは「本人の希望を尊重すること」を法令に明記する」と説明してますが窓口での町の対応も本人の希望を尊重する厚労省の姿勢と同じと考えていいのか。

13. 高齢者が住み慣れた町で、安心して暮らされたいための地域包括ケアの推進と迅速な診断に基づく適切な医療と介護が一体的な対応で認知症予防につながるという町の事業計画と窓口での基本チェックリストは何か。整合性があるのか。

1. 岩内町デイサービスセンターで実施する「介護予防通所介護」が「通所型サービス」に移行し、岩内町地域包括支援センターが「介護予防ケアマネジメント」を実施する。

2. 現在の要支援者の訪問介護と通所介護利用者は4月1日からはどうなるのか。

7. 基本チェックリストでの窓口確認と総合事業への評価、判断は職員の誰が行うのか。

2. 訪問型サービスと通所型サービスに移行し、介護予防給付から総合事業となるが、要支援者の認定有効期間までは介護予防給付となる。

2. 現段階では未定。今後、有償ボランティアや町内会などの地域福祉活動の担い手と十分な協議を重ね、内容や実施方法を定める。

3. 4月1日以降、通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業の利用者は介護保険の対象になるのか。

6. 町政執行方針では「新たに実施する介護予防・日常生活支援事業の充実や認知症対策の推進、生活支援サービス体制の整備等」を関係機関および町民団体と協働しながら進めるという内容は住民主体に

8. 25項目の内容とこのリストで何を判断するのか。

3. 原則、地域包括支援センターの専門職が、評価・判断する。

4. 町が進める生活支援サービス体制の整備等

9. リストでの質問は窓口に来た対象となる住民一人受けるのか。

10. 深く考えず主観に基づき回答は、それが適当かどうかの判断は、評価者の住民実態が不正確

14. 当事者と専門家や地域の人が集う「認知症カフェ」も全ての市町村に配置が求められているが、計画はあるか。

4. 総合事業の目的は、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを提供することで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものである。

5. 町が進める生活支援サービス体制の整備等

10. 深く考えず主観に基づき回答は、それが適当かどうかの判断は、評価者の住民実態が不正確

14. 当事者と専門家や地域の人が集う「認知症カフェ」も全ての市町村に配置が求められているが、計画はあるか。

7. 原則、地域包括支援センターの専門職が、評価・判断する。

7. 原則、地域包括支援センターの専門職が、評価・判断する。

6. 町政執行方針では「新たに実施する介護予防・日常生活支援事業の充実や認知症対策の推進、生活支援サービス体制の整備等」を関係機関および町民団体と協働しながら進めるという内容は住民主体に

10. 深く考えず主観に基づき回答は、それが適当かどうかの判断は、評価者の住民実態が不正確

14. 当事者と専門家や地域の人が集う「認知症カフェ」も全ての市町村に配置が求められているが、計画はあるか。

7. 原則、地域包括支援センターの専門職が、評価・判断する。

7. 原則、地域包括支援センターの専門職が、評価・判断する。

7. 原則、地域包括支援センターの専門職が、評価・判断する。

7. 原則、地域包括支援センターの専門職が、評価・判断する。

7. 原則、地域包括支援センターの専門職が、評価・判断する。

7. 原則、地域包括支援センターの専門職が、評価・判断する。

7. 原則、地域包括支援センターの専門職が、評価・判断する。

8. 25項目の内容とこのリストで何を判断するのか。

9. リストでの質問は窓口に来た対象となる住民一人受けるのか。

10. 深く考えず主観に基づき回答は、それが適当かどうかの判断は、評価者の住民実態が不正確

14. 当事者と専門家や地域の人が集う「認知症カフェ」も全ての市町村に配置が求められているが、計画はあるか。

7. 原則、地域包括支援センターの専門職が、評価・判断する。

9. リストでの質問は窓口に来た対象となる住民一人受けるのか。

10. 深く考えず主観に基づき回答は、それが適当かどうかの判断は、評価者の住民実態が不正確

14. 当事者と専門家や地域の人が集う「認知症カフェ」も全ての市町村に配置が求められているが、計画はあるか。

7. 原則、地域包括支援センターの専門職が、評価・判断する。

7. 原則、地域包括支援センターの専門職が、評価・判断する。

10. 深く考えず主観に基づき回答は、それが適当かどうかの判断は、評価者の住民実態が不正確

14. 当事者と専門家や地域の人が集う「認知症カフェ」も全ての市町村に配置が求められているが、計画はあるか。

7. 原則、地域包括支援センターの専門職が、評価・判断する。

7. 原則、地域包括支援センターの専門職が、評価・判断する。

7. 原則、地域包括支援センターの専門職が、評価・判断する。

8. 「日常生活関連動作」「運動器の機能」「低栄養状態」「口腔機能」「閉じこもり」「認知症」「うつ」に関する質問項目で、総合事業対象者に該当するかを判断する。

9. 窓口では実施せず、要介護認定等の調査と同様に、町の認定調査員が自宅等に訪問し実施する。必要に応じて家族や関係機関の職員の同席を求め、適正な判断を行う。

10. 平成27年6月の通知では、「各質問項目の趣旨を理解していただいた上で回答」となっているため、十分な評価・判断はできると認識している。

11. 質問項目と併せ、評価全体や面談を通して、認知症内在の有無や疑いについて判断できると考える。

12. 町も同様に対応する。

13. 総合事業のサービスや各事業は、町が行う地域包括ケアの一翼を担うことから、そうした中で実施される基本チェックリストは、事業計画と整合性が図られている。

14. 「認知症カフェ」は、今後検討する。

15. 基本チェックリストによる評価・判断には、専門職が関わり、質問項目と併せ、本人の状況やサービス利用の意向を十分に聞き取った上で実施されるため、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開により、認知症の早期発見や要支援状態からの自立促進、重症化予防の推進が図られる。

岩内町の住宅への施策

■質問■

1. 町内の賃貸住宅は極端に少ないが、住宅問題の解決は。

2. 若者や子育て世帯には、生活できる仕事を、そして退職されている方も働こうと思えば働ける仕事はあるのか。それへの対策は。

3. 活用できる空き家は、所有者へ「しりべし空き家バンク」の活用を促すとしているが、その進捗状況は。

4. 周辺の住環境へ悪い影響を及ぼしかねない空き家については、具体的に、どのような対応ができるか。

5. 新築住宅取得補助金を受けるための条件は。

6. 中古住宅取得補助金を受けるための条件は。

7. 住宅リフォーム補助金は介護のためにする住宅リフォームには受けられないのか。その違いは、また対象件数は。

8. 町には、公共施設以外で耐震化が必要となる建物はおよそ何棟か。

9. 自宅が対象であることを知らずにいる方への対応は。

10. 土砂崩れなど起きやすい場所にある旧耐震基準の住宅には、積極的な周知が必要ではないか。

11. 人口減少などを踏まえての「公営住宅等長寿命化計画」だけでは対応が難しいのではないかと。

12. 町の公営住宅の一部分をペット飼育可にして、それ以外の公営住宅を不可として住み分ける方法などの施策を打ち出しては。

情報をも町のホームページで紹介するなど、総合戦略や住生活基本計画で定めた方針に基づき各施策を進めている。

2. 本年1月分のハローワーク岩内の有効求人倍率は1.72倍で、道内で一番高い数値となっており、岩内町を含む8町村の有効求人倍率でも1.26倍と全道平均1.06倍を上回っている状況にある。

■町長■
1. 町の住宅問題については、「岩内町総合戦略」や「岩内町住生活基本計画」を策定する際、それぞれ町民アンケートを実施しており、要望が多い項目を、それぞれの計画に盛り込み、各施策を行っている。

中でも、町内に不動産仲介業者がない、都会並みに家賃が高いなどの意見や、空き家の利活用、子育て世帯に対する住宅助成などに関する多くの意見を頂いている。

町としても、こうした意見を反映するため、しりべし空き家バンクの活用や民間賃貸住宅などの

「雇用のミスマッチ」が大きな問題となっていると考えている。

こうした問題は、自治体だけで解決できるものではなく、道、国、更には企業や国民それぞれが、仕事と生活の調和と、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら生活できる社会を築きあげて



いくことが必要であると考えている。

3. 「しりべし空き家バンク」は、後志管内の19市町村と、建築・不動産の専門家団体及び後志総合振興局が「しりべし空き家バンク協議会」をつくり、官民が連携して運営している。町内における現在までの利用状況は、平成23年度からの合計で、相談件数は21件、うち登録件数は7件、うち成約件数は4件である。

4. 現在、「空き家等対策協議会」を開催し「岩内町空き家等対策計画」の策定を進めている。この計画では「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安市危険とされる状態」など、国が定めた項目に合致した空き家等を「特定空き家」として、町長が認定する。この「特定空き家」に認定されると、所有者に対して、空き家の危険性や損傷の程度、周辺への影響などの現状を知らせ、空き家の処分

活用等の意向などの把握に努め、個々の状況に応じた助言や指導を行い状況の改善を促す。改善がない場合には、助言・指導よりも強い行政指導となる勧告を行い、さらに改善がない場合には、勧告よりもさらに強い命令、最終手段である代執行へとそれぞれ協議会の協議を経て段階的な措置を行う。

5. 対象者の条件は、新築した住宅に5年以上居住することを誓約し、町内会に加入することなどで、対象住宅の条件は、専用住宅としての機能が確保されていることなどであり、対象助成額は、建設費の10%で上限額を100万円。さらに、加算額として、転入者の場合に50万円、子育て世帯に対して1人当たり20万円、地元業者が建築する場合においては、50万円を設定し、このほか付帯する要件について整理・調整をしている。

6. 対象者の条件は、取得した住宅に5年以上居住することを誓約し、町内会に加入することなどで、対象住宅の条件は、現行の耐震基準を満たした住宅などであり、取得費用の経費が、土地取得費を含む合計で250万円以上である場合に、対象助成額は、取得費の20%で上限額50万円。さらに、加算額として、転入者の場合には25万円、子育て世帯に対して1人当たり10万円を設定し、このほか付帯する要件について整理・調整をしている。

7. 対象住宅の条件は、現行の耐震基準を満たした住宅などで、建設業の許可を受けている地元業者に発注する「省エネルギー型改善工事」や「バリアフリー型改善工事」、「長寿命化型改善工事」、「居住性向上型改善工事」。助成額は、工事費が30万円以上で工事費の20%で上限額を20万円。さらに加算額として、転入者に対して10万円、

子育て世帯に対して20万円を設定するよう整理・調整をしている。一方、介護保険制度上の条件は、介護認定を受けており、手すりの取付け等の一定の住宅改修を実際に居住する住宅について行ったときに、支給限度基準額が20万円である。

8. 耐震化が必要と見込まれる民間住宅の推計は、平成27年度時点では概ね2千11棟、さらに今後において、建替えや除却等による自然減を見込んで、平成32年度には概ね1千441棟になる。

9. 周知方法は、広報や防災無線の活用や町のホームページに掲載し、住民からの問い合わせや相談に対応している。建築関連事業者に対しても、研修会の開催などを行い、耐震を確保した良質な住宅等の建築・改修に繋がるよう取り組む。

10. 周知方法は、広報や防災無線の活用や町のホームページに掲載し、住民からの問い合わせや相談に対応している。建築関連事業者に対しても、研修会の開催などを行い、耐震を確保した良質な住宅等の建築・改修に繋がるよう取り組む。

11. 「岩内町公営住宅等長寿命化計画」は、本格的な少子高齢化社会、人口・世帯減少社会の到来を見据え、国から示された社会資本のストック重視の方針に基づき、計画的な建て替えや除却などを推進し、良好な住環境の形成および、公営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に繋げるため平成24年度に策定した。

12. 町営住宅入居者によるペットの飼育は、住戸内の著しい損傷又は悪臭などにより正常な状態を維持することができなくなることを想定されるため認めていない。さらに、岩内町営住宅条例には「入居者は周辺環境を乱し、又は他に著しく迷惑を及ぼす行為をしてはならない。」との規定があることから、入居者に対し、入居当初よりペットを飼ってはいけない旨の説明をしている。町としては、ペットを飼うことを我慢している入居者との公平性を保つため、飼育はできない旨の注意喚起により、該当する入居者からの理解を得られるよう引き続き取り組んでいく。



池田 光 行 議員（志政クラブ）

広報業務の改善について

■質問■

町の広報活動は、発信だけでなく、取り巻く経営環境の変化に対応し、広報活動の意識や手法を検討し改革が重要で、課題を克服し、変革するには、専門的、戦略的な部署や知識やスキルのある担当の採用、人材育成が重要と思うが、広報業務改善の所見は。

■町長■
広報業務の多種多様化に対応するため、広報担当者の能力向上とスキルアップに努めており、公式ホームページは、各担当課から、より迅速で多様な情報発信ができる体制が整備された。

町としても、発信する地域、対象者、内容などを見極めながら、ホーム



ページやSNS、広報紙、防災行政無線などを駆使し、戦略的に取り組む体制が必要と考えており、IT技術に精通した職員育成や、庁舎内全体における情報発信体制整備が重要との認識で今後の広報業務に努めていく。

庁舎の国旗と町旗の掲揚について

■質問■

1. 町の施設ではどのような時に国旗・町旗を掲揚するのか。
また、施設には掲揚ポールが完備しているのか。

2. 庁舎前の掲揚ポールを3本に増設し、国旗と町旗を常時掲揚できないか。
3. 掲揚の条例や規約はあるのか。制定する用意は。



■町長■

1. 町では功労者表彰式や戦没者追悼式、敬老会、小中学校の入学式・卒業式などを開催する際、式典会場の舞台等において国旗・町旗の両方を掲揚しており、これまでも東日本大震災追悼の弔意表明や哀悼の意を表すための半旗掲揚なども行っている。

掲揚ポールの整備施設については、12施設において設置されている。

2. 平成11年8月に「国旗及び国歌に関する法律」が制定されているが、

法令等によって掲揚が義務付けられているものではない。町としてはこれまでどおり町主催の式典の開催や、弔意を表明する場合には、適切に判断しながら対応していく。

また、役場庁舎前の掲揚ポールは、現時点においては、現状のポール数のままで運用していきたい。

3. 町旗については、「岩内町紋章規程」が昭和31年9月に制定され、本町の風土、地理などを象徴的に表現し、町勢要覧などで幅広く周知している。これまで国旗・町旗の掲揚に関する条例や規則は制定しておらず、新たな条例等の制定についても、現時点では予定していない。

■再質問■

町にある道の施設は、国旗が掲揚されている。

また、後志の20市町村においても国旗が掲揚されていたところが10市町村あった。

ぜひ町においても、国旗の掲揚を考えてはどうか。

また、祝祭日には庁舎の前のポールに国旗が必要かと思うが。

■町長■

国旗の掲揚については、各自治体の判断において、道や一部市町村において掲揚している事は承知している。

町においては、国歌・国歌法の趣旨は十分理解しており、町の主要行事において国旗掲揚を行ってきたが、現時点で国旗の常時掲揚及び祝祭日の掲揚は予定していない。国旗の常時掲揚又は祝祭日の掲揚などについては、法令等により定められる事が望ましいものと考えている。

■再々質問■
町において、中央通り商店街は祝日に国旗を掲げている。

また、町の小中学校においても祝日には国旗を掲げている。

本来、国旗の定着を推進する町が、祝日に国旗を掲げないことは、正しい理解を妨げていることではないか。

法令等により定められることが望ましいとの答

えだが、町として強い決意を持って掲揚を決めるべきではないか。

■町長■

国旗の常時掲揚又は、祝祭日の国旗の掲揚等については、法令の制定や国からの通知により、掲揚が求められた場合は、町としても、その趣旨を十分理解し、適切に対応していく。

芸術文化の振興について

■質問■
町スポーツ表彰と同様に、芸術文化の振興発展に貢献した個人、団体を表彰する制度を設ける考えは。

■教育長■

地元高校生の顕著な活躍も踏まえ、当地域における芸術文化活動の更なる振興を図るため、芸術文化活動において、優秀な成果を収めた個人・団体に對して、新たな表彰制度を設けるため、本年

度より、他町村の先進事例調査などを行い検討を進めている。今後は、表彰の対象範囲や選考方法、手順などの具体的な基準について、関係団体とも協議の上、引き続き検討を進め、スポーツ表彰と同様に、芸術文化分野においても、青少年及び指導者の奨励・育成に供するための環境づくりに努めたい。

議 会 日 誌

2月	3日	岩内観光協会新年会員懇親会
	8日	議会運営委員会
	16日～17日	後志町村議会議長会定期総会
	22日	原子力発電所問題特別委員会
	23日	社会文教委員会
	24日	建設産業委員会
	27日	総務委員会
	28日	社会文教委員会
3月	1日	岩内高校卒業証書授与式
	1日	建設産業委員会
	2日	総務委員会
	3日	議会運営委員会
	6日	第1回定例会招集
	8日	岩内町スポーツ表彰式
	13日～17日	第1回定例会再開
	28日	保育所修了式
4月	4日	社会文教委員会
	4日	保育所入所式
	4日	懸案事項陳情
	5日	総務委員会
	6日	建設産業委員会
	10日	岩内高校入学式
	12日～14日	懸案事項陳情

編集後記

「議会だより136号」をお届けいたします。第1回定例会での代表質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、代表質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、代表質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見・ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

(議会運営委員会)